

# 自治基本条例だより

～古賀の自治基本条例づくりの“いま”をお伝えします～

第9号 平成27年12月



## 第9回古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会を開催 条例案に盛り込む内容についての検討を始めました

### 第9回策定委員会プログラム

1. 開会
2. とりまとめ部会からの報告・提案～前回の成果のまとめ
3. 今後の検討の進め方について～改めて「自治基本条例とは」を考える～
4. 「はじめの一步案 ver.2」を検討しよう
  - ・「はじめの一步案 ver.2」をグループで確認
  - ・検討シートを使い、古賀市の自治（まちづくり）をより良く進めるための仕組み・ルール of 具体的な事項を検討
  - ・各グループから検討内容について発表
5. おわりに

### 自治（まちづくり）の仕組み・ルールについて話し合いました

11月18日（水）、第9回古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会を行いました。

検討においては、条例の骨組み案である「はじめの一步案 ver.2」について前回の策定委員会で出された意見がきちんと反映されているか全員で確認した後、今までの古賀みらいサマーミーティングや今までの策定委員会の中で出された意見を元に、それを解決するためには・活かしていくためには「誰が」「何をする」ことが必要かを検討しました。

### 古賀市自治基本条例（仮称）とは

住民自治に基づく自治体運営の基本原則・理念を定めるものです。その内容は自治体によって様々ですが、まちづくりにおける市民・議会・行政の役割、参加や共働の仕組み、行政運営のルールなどの要素からなっています。

現在、公募市民等による「古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会」が中心となって条例に盛り込む内容を検討しています。



第9回策定委員会の様子

～自治基本条例（仮称）ができるまで～ \*進捗状況により変更になる場合もあります

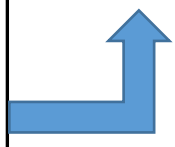
平成27年												平成28年												平成29年			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
策定委員会																								パブコム周知活動			
策定委員会スタート				市民対話の準備				市民対話				とりまとめ				条例素案の内容検討				条例素案のまとめ・市長への素案提出				議会	施行		

はじめの一步案 ver. 2 (第8回策定委員会意見反映後)

<b>前文</b>
特に条例制定の理念などを強調・表明する必要がある場合に定めるものであり、これまでのキーワードをもとに今後検討します。 (自然との共生・次世代につなぐ・助け合い・まちの活気など)
<b>目的・定義</b>
条例制定の目的と文言の定義を明らかにし、条例全体の解釈及び運用の指針となるもので、条例全体を定める段階で検討します。
<b>古賀市の自治(まちづくり)をより良く進めるための基本的な考え方</b>
○情報共有…まちのことを知る、古賀学 ○参加…自由に色々企画できる雰囲気 ○共働…多様なつながり
<b>古賀市に関する主体の役割・位置付けなど</b>
市民等、議会、行政の役割等 → 今後、仕組み・ルールとともに検討
<b>古賀市の自治(まちづくり)をより良く進めるための仕組み・ルール</b>
○情報共有…情報の収集・発信 ○参加と共働…対話と交流の場づくり(市民参加、定期的対話集会、組愛) …コミュニティの推進 (自治会、校区コミュニティ、市民活動団体) ……(住民投票 ※意見にはないが要否について検討) ○市政…市民のための市政運営 ○議会…市民のための議会運営(議会基本条例) ○活かされる条例にするために…条例の検証、見直し ○その他

今は条例案の骨組みだけができています。今後、市職員によるミニ出前講座や、実際にまちづくりの活動を行っている方などからお話を聞き、この骨組みに詳しい内容を肉付けしていきます。

第9回ではこの「仕組み・ルール」の具体的な内容について、「誰が・何を」することを考えながら検討しました。



ここを  
考えました

出された意見(抜粋)

大項目	小項目	誰が 何を
情報共有	情報の収集・発信	・市民(個人)が、情報の収集・発信に関して能動的に動く ・行政が、市民にわかりやすいように情報発信する
参加と共働	対話と交流の場づくり (市民参加、定期的対話集会、組愛)	・隣近所は、交流と対話を個人(市民)に働きかける ・行政・自治会が、世代の違う人々の集う場をつくる ・市民と市職員が、意見交換会、討論会をひらく
	コミュニティの推進 (自治会、校区コミュニティ、市民活動団体)	・市民が、地域の活動に積極的に参加する ・コミュニティは、開かれた場にする ・行政は、コミュニティ活動に必要な話題と場所の提供をする
市政	市民のための市政運営	・行政は、市民から発信された情報に対して、市政運営に反映させる
議会	市民のための議会運営 (議会基本条例)	・議会は、市民の意見を政策に反映する ・議会が、議会報告会を開く

【もっとくわしい古賀市自治基本条例についての情報/お問い合わせ先】

- インターネットでは、古賀市ホームページ下「注目コーナーピックアップ」の『自治基本条例』のアイコンをクリックするか、検索サイトで『古賀市自治基本条例』を検索してください。スマートフォンは、右のQRコードを読み込んでください。
- お問い合わせ先(事務局): 古賀市総務部総務課 地域コミュニティ室 コミュニティ係  
・電話: 092-942-1165 ・Eメール: commu@city.koga.fukuoka.jp

